



平成19年7月24日

各 位

会社名 ブルドックソース株式会社
代表者名 代表取締役社長 池田 章子
(コード番号2804 東証第2部)
問合せ先 取締役経営企画室長 佐藤 貢一
(TEL 03-3668-6811)

当社新株予約権の(一部)取得に関するお知らせ

当社は、平成19年6月24日付け「当社定時株主総会特別決議に基づく新株予約権無償割当てに関するお知らせ」においてお知らせしましたとおり、同日開催された当社取締役会において、当社第2回新株予約権（以下「本新株予約権」といいます。）の取得等の方針として、取得の際の税務上の取扱いについては先例及び明確な法令等の規定が存しないために当社が税務当局に対して行う確認の結果、税務当局から、本新株予約権の無償割当ての要項（以下「本要項」といいます。）第10項（1）及び（2）の各取得条項に基づき本新株予約権の取得を行った場合であっても、当社株券等に対する公開買付者であるスティーブル・パートナーズ・ジャパン・ストラテジック・ファンド・エス・ピー・ヴィーII・エル・エル・シーら非適格者（☆ご参照）以外の株主の皆様（以下「一般株主の皆様」といいます。）に特段不利益となる課税関係が生じない旨の回答が税務当局から得られた場合には、その後可及的速やかに本新株予約権の取得を行うことを決定し、当社は、税務当局に対して確認を求めておりました。本日、東京国税局より、当社の平成19年7月9日付け「新株予約権発行差止め仮処分命令申立てに係る抗告の棄却に関するお知らせ」においてお知らせした同日（7月9日）付けの東京高等裁判所の決定を前提として、一般株主の皆様から本要項第10項（1）に基づき本新株予約権を取得しその対価として当社株式を交付しても、一般株主の皆様は課税上の問題が生じない旨、及び、かかる取扱いは、非適格者（☆ご参照）から本要項第10項（2）に基づき本新株予約権を取得しその対価として金銭を交付する場合であっても影響を受けない旨の回答を得ました。

そこで、当社は、かかる回答が得られたことから、上記取得等の方針に従い、本日開催された当社取締役会において、一般株主の皆様から本新株予約権を取得条項に基づき取得する日を本年8月9日と決定いたしましたので、お知らせします。

なお、株主の皆様にしていただく必要がある手続等に関しましては、平成19年7月11日付け「新株予約権無償割当てに係る新株予約権証券及び株券の交付並びに今後の株主の皆様の手続きに関するお知らせ」(別添)にてお知らせしましたとおりですが、**株式会社証券保管振替機構**（以下“「ほふり」”といいます。）**に株券を預託されている一般株主の皆様で口座を**

開設されている証券会社から「送付先指定書」及び「預託承諾書」を受領された一般株主の皆様は、「送付先指定書」及び「預託承諾書」の双方を遅くとも平成19年8月17日（到着）までに日本証券代行株式会社（以下「日本証券代行」といいます。）宛にご返送をしていただくと、「ほふり」に株券を預託されている一般株主の皆様につきましては、当社から株券が交付されることなく「ほふり」に預託することができ、8月末から9月上旬を目処に各証券会社における一般株主の皆様の口座に株式数の増加が反映され、預託後の速やかな売却等が可能となります。なお、関係各位との調整により、「送付先指定書」及び「預託承諾書」の双方を日本証券代行宛に**平成19年7月31日（火曜日）（到着）までにご返送いただいた場合には、本新株予約権の取得の日（本年8月9日）の翌日（8月10日）に、各証券会社における一般株主の皆様の口座の株式数が増加いたします。（なお、売却等の際の証券会社における手続に関しましては、各証券会社にお問い合わせ下さい。）。**

また、「ほふり」に株券を預託されていない一般株主の皆様（現物の株券をお持ちの一般株主の皆様、又は、証券会社等で保護預かりをされている一般株主の皆様）、並びに、「ほふり」に株券を預託されている一般株主の皆様であっても**「送付先指定書」及び「預託承諾書」の双方を平成19年8月17日（到着）までに日本証券代行宛にご返送をしていただけなかった方（日本証券代行との間で事務委任契約の締結をしない証券会社が存在する場合には、当該証券会社において口座を開設している一般株主の皆様もこれに含まれます。）**に関しましては、7月11日付けプレスリリースにおいてお知らせしましたとおり、当社の株主名簿管理人である日本証券代行より、平成19年7月10日の最終の株主名簿に記載又は記録された一般株主の皆様からお届けいただいている住所に対して、取得の対価として交付される当社普通株式の数に応じた当社株券を送付いたします。なお、かかる株券の送付は、現在の株券の印刷のスケジュール等から、8月末から9月上旬を予定しております。

なお、今後の手続に関しましても、必要に応じてプレスリリース等を行いますので、株主の皆様におかれましては、今後当社から開示される情報に十分にご留意いただきますよう、お願い申し上げます。

また、当社は、上記のとおり、東京国税局からの回答の際に、当社株券等に対する公開買付者であるスティール・パートナーズ・ジャパン・ストラテジック・ファンド・エス・ピー・ヴィーII・エル・エル・シーら非適格者（☆ご参照）から本要項第10項（2）の取得条項に基づき本新株予約権の取得を行った場合であっても、一般株主の皆様の特段不利益となる課税関係が生じない旨の回答を得られましたので、上記取得等の方針に従い、本日開催された当社取締役会において、非適格者から本新株予約権を取得条項に基づき取得する日を本年8月9日と決定いたしましたので、お知らせします。

なお、これにより当社からは、本新株予約権の取得の対価として約23億円の金銭が支払われる見込みですが、これに伴う当社の業績等への影響につきましては、現在公認会計

士等の専門家にも確認しており、明らかになり次第開示いたしますので、株主の皆様におかれましては、今後当社から開示される情報に十分にご留意いただきますよう、お願い申し上げます。

今後の日程の概要は以下のとおりです。

	当社	「ほふり」に預託された一般株主の皆様			左記以外の一般株主の皆様(※)
		7/31 までにご返送頂いた場合	8/1 以降 8/17 までにご返送頂いた場合	左記以外の株主様	
7月24日(火)	取得の取締役会決議				
7月31日(火)		送付先指定書及び預託承諾書のご送付(到着)			
8月9日(木)	本新株予約権の取得日	↓			
8月10日(金)		証券会社の口座への反映			
8月17日(金)			送付先指定書及び預託承諾書のご送付		
8月末から9月上旬			↓	届出住所宛に株券をご送付	届出住所宛に株券をご送付

※ 日本証券代行との間で事務委任契約の締結をしない証券会社が存在する場合には、当該証券会社において口座を開設している一般株主の皆様もこれに含まれます。

なお、本要項では、平成19年9月1日から同月30日までを本新株予約権の行使期間として定めておりますが、当社は、上記のとおり、本年8月9日に、本新株予約権を取得条項に基づき取得いたしますので、一般株主の皆様の本新株予約権を行使いただくことはない点にご留意下さい。

☆ 文中の「非適格者」とは、以下の会社若しくは団体等を意味します。

- ① (a) スティール・パートナーズ・ジャパン・ストラテジック・ファンド・エス・ピー・ヴィーⅡ・エル・エル・シー、(b) スティール・パートナーズ・ジャパン・ストラテジック・ファンド(オフショア)、エル・ピー、(c) スティール・パートナーズ・ジャパン株式会社、(d) スティール・パートナーズⅠ、(e) スティール・パートナーズⅡ、(f) スティール・パートナーズ・ジャパン・アセット・マネジメント・エル・ピー、(g) リバティ・スクウェア・アセット・マネジメント・エル・ピー、(h) リバティ・スクウェア・アセット・マネジメント・エル・エル・シー、(i) エス・ピー・ジェイ・エス・ホールディングス・エル・エル・シー、(j) スティール・パートナーズ・ジャパ

ン・ストラテジック・ファンド・エス・ピー・ヴィー I・エル・エル・シー、(k) スティール・パートナーズ・リミテッド、及び (1) WGLキャピタル・コーポレーション (a) から (l) までを併せて、以下「SPJら」という。)

② SPJらの共同保有者（証取法第27条の23第5項に規定する「共同保有者」をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされる者を含む。）

③ SPJらの特別関係者（証取法第27条の2第7項に規定する「特別関係者」をいう。）

④ 上記①乃至③に該当する者から、当社取締役会の承認を得ることなく本新株予約権を譲り受け若しくは承継した者

⑤ 上記①乃至④に該当する者の関連者

（なお、ある者の「関連者」とは、実質的にその者を支配し、その者に支配され若しくはその者と共同の支配下にある者として当社取締役会が認めた者、又は、その者と協調して行動する者として当社取締役会が認めた者をいう。また、「支配」とは、他の会社等の財務及び事業の方針の決定を支配している場合（会社法施行規則第3条第3項に規定される「財務及び事業の方針の決定を支配している場合」をいう。）をいう。）

なお、平成19年7月11日付け「新株予約権無償割当ての効力発生並びに SPJSF による特別抗告及び許可抗告に関するお知らせ」においてお知らせしましたとおり、スティール・パートナーズ・ジャパン・ストラテジック・ファンド（オフショア）、エル・ピー（以下「SPJSF」といいます。）は、当社の同月9日付け「新株予約権発行差止め仮処分命令申立てに係る抗告の棄却に関するお知らせ」においてお知らせした同日（7月9日）付けの東京高等裁判所の決定に対して、同月11日付けで特別抗告及び許可抗告の申立てを行いました。このうち、許可抗告については、本日、許可抗告申立の理由書を受領しましたが、特別抗告については、当社は未だ特別抗告の抗告理由書を受領しておりません。

当社は、本新株予約権の無償割当ては既に効力が発生しており、SPJSF の特別抗告及び許可抗告はいずれも理由がないと考えておりますので、引き続き、全面的に争ってまいります。今後進展があり次第開示いたしますので、株主の皆様におかれましては、今後当社から開示される情報に十分にご留意いただきますよう、お願い申し上げます。

* * *

なお、本件に関しましてご質問がございましたら、下記の連絡先までお問合せください。

記

当社連絡先： ブルドックソース株式会社 経営企画室総務人事グループ

住所 〒103-0026 東京都中央区日本橋兜町11-5

電話 03-3668-6811

以上

別添

平成19年7月11日

各位

会社名 ブルドックソース株式会社
代表者名 代表取締役社長 池田 章子
(コード番号2804 東証第2部)
問合せ先 取締役経営企画室長 佐藤 貢一
(TEL 03-3668-6811)

新株予約権無償割当てに係る新株予約権証券及び株券の交付
並びに今後の株主の皆様の手続きに関するお知らせ

平成19年6月24日付け「当社定時株主総会特別決議に基づく新株予約権無償割当てに関するお知らせ」及び平成19年7月4日付け「新株予約権無償割当てに関する手続きについてのお知らせ」にてお知らせしましたとおり、当社は平成19年7月10日を割当基準日として、ブルドックソース株式会社第2回新株予約権（以下「本新株予約権」といいます。）について、株主の皆様全員に対して、新株予約権無償割当てを行いました。

本新株予約権につきましては、平成19年6月24日に開催された当社第82回定時株主総会における特別決議により株主の皆様にご承認いただいた本新株予約権の内容に従い、**新株予約権証券は発行されません**ので、新株予約権者の皆様（平成19年7月10日の最終の株主名簿又は実質株主名簿に記載又は記録された株主の皆様）のお手元に送付されることはありません。なお、当社の株主名簿管理人である日本証券代行株式会社（以下「日本証券代行」といいます。）において、平成19年7月10日の最終の株主名簿又は実質株主名簿に記載又は記録された株主の皆様を新株予約権者とする新株予約権原簿を作成し、そこに新株予約権者の皆様のお名前等の必要な事項が記載されますので、新株予約権証券はお手元には届けられません、ご心配なきようお願い申し上げます。

次に、**本新株予約権を取得条項に基づき取得した場合の株券**の交付に関連する事項についてお知らせいたします。

現在、当社は、税務当局に対して、当社がスティー爾・パートナーズ・ジャパン・ストラテジック・ファンドーエス・ピー・ヴィーⅡ・エル・エル・シーら非適格者（☆ご参照）以外の株主の皆様（以下「一般株主の皆様」といいます。）から本新株予約権を取得条項に基づき取得した場合において一般株主の皆様に課税上の問題が生じないか否かについての確認を求めています、税務当局より課税上の問題が生じないことの確認を得られた場合には、当社は、一般株主の皆様から本新株予約権を取得条項に基づき取得し、当社株式を交付いたします（☆☆ご参照）。

この際の手続について、以下お知らせいたします。

まず、当社が取得条項に基づき本新株予約権の取得を行う場合には、一般株主の皆様におかれましては、本新株予約権の権利行使による**払込みの必要はなく**、新株予約権者の皆様（平成19年7月10日の最終の株主名簿又は実質株主名簿に記載又は記録された一般株主の皆様）には、上記取得後、当社株式が交付されます。

次に、株券につきましては、株式会社証券保管振替機構（以下「ほふり」といいます。）に**株券を預託されていない一般株主の皆様**（現物の株券をお持ちの一般株主の皆様、又は、証券会社等で保護預かりをされている一般株主の皆様）**は、下記（１）のとおりの手続となり、また、「ほふり」に株券を預託されている一般株主の皆様は、下記（２）のとおりの手続となります**（手続の概要につきましては、別紙1もご参照下さい）。

☆ 文中の「非適格者」とは、以下の会社若しくは団体等を意味します。

- ① (a) スティール・パートナーズ・ジャパン・ストラテジック・ファンド・エス・ピー・ヴィーⅡ・エル・エル・シー、(b) スティール・パートナーズ・ジャパン・ストラテジック・ファンド（オフショア）、エル・ピー、(c) スティール・パートナーズ・ジャパン株式会社、(d) スティール・パートナーズⅠ、(e) スティール・パートナーズⅡ、(f) スティール・パートナーズ・ジャパン・アセット・マネジメント・エル・ピー、(g) リバティ・スクウェア・アセット・マネジメント・エル・ピー、(h) リバティ・スクウェア・アセット・マネジメント・エル・エル・シー、(i) エス・ピー・ジェイ・エス・ホールディングス・エル・エル・シー、(j) スティール・パートナーズ・ジャパン・ストラテジック・ファンド・エス・ピー・ヴィーⅠ・エル・エル・シー、(k) スティール・パートナーズ・リミテッド、及び(1) WGLキャピタル・コーポレーション（(a) から (l) までを併せて、以下「SPJら」という。）
- ② SPJらの共同保有者（証取法第27条の2第5項に規定する「共同保有者」をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされる者を含む。）
- ③ SPJらの特別関係者（証取法第27条の2第7項に規定する「特別関係者」をいう。）
- ④ 上記①乃至③に該当する者から、当社取締役会の承認を得ることなく本新株予約権を譲り受け若しくは承継した者
- ⑤ 上記①乃至④に該当する者の関連者

（なお、ある者の「関連者」とは、実質的にその者を支配し、その者に支配され若しくはその者と共同の支配下にある者として当社取締役会が認めた者、又は、その者と協調して行動する者として当社取締役会が認めた者をいう。また、「支配」とは、他の会社等の財務及び事業の方針の決定を支配している場合（会社法施行規則第3条第3項に規定される「財務及び事業の方針の決定を支配している場合」をいう。）をいう。）

☆☆ なお、税務当局への確認の結果、もし仮に当社が一般株主の皆様から本新株予約権を取得条項に基づき取得した際に一般株主の皆様課税上の問題が生じる旨の回答がなされた場合には、一般株主の皆様課税上の問題が生じることを避けるために、当社による取得条項に基づく取得でなく、一般株主の皆様自らに本新株予約権の行使期間である平成19年9月1日より本新株予約権を行使していただくことがありますため、ご注意ください。

(1) 「ほふり」に株券を預託されていない一般株主の皆様のお手続等について

「ほふり」に株券を預託されていない一般株主の皆様（現物の株券をお持ちの一般株主の皆様、又は、証券会社等で保護預かりをされている一般株主の皆様）も、基準日（7月10日）までに名義書換が完了し、同日の最終の株主名簿に株主として記載又は記録されていれば、本新株予約権は割当てられます。（上記のとおり、新株予約権証券は発行されませんので、一般株主の皆様のお手元に送付されることはありません。）

当社が、本新株予約権を取得条項に基づき取得した場合には、その対価として当社の普通株式が交付されますが、「ほふり」に株券を預託されていない株主の皆様につきましては、当社による本新株予約権の取得日以降に、当社の株主名簿管理人である日本証券代行より、**平成19年7月10日の最終の株主名簿に記載又は記録された一般株主の皆様からお届け出たいだいでいる住所に対して、取得の対価として交付される当社普通株式の数に応じた当社の株券を送付いたします。**

なお、「ほふり」に株券を預託されていない株主の皆様は、当社による本新株予約権の取得により交付される株式に係る株券が届いた時点で、法律上は当該株券の売却が可能となりますが、**株券を証券会社に持ち込んで売却する場合には、各証券会社で各種手続等が必要となり、速やかな売却ができない場合もございますのでご注意ください。**例えば、証券会社等では、偽造株券等に関する犯罪の未然防止として、お持ち込みいただいた株券等は、真贋チェック等が必要となり、お持ち込み日の翌日から売却の注文を受け付けるまで、概ね13営業日を必要としているとのことです。このように各種手続により速やかな売却ができない場合もございますので、具体的な手続は、最寄りの各証券会社にお問い合わせいただきますようお願い申し上げます。

(2) 「ほふり」に株券を預託されている一般株主の皆様のお手続等について

「ほふり」に株券を預託されている一般株主の皆様につきましては、実質株主名簿を作成し、基準日（7月10日）の最終の実質株主名簿に株主として記載又は記録されていれば、当社は、本新株予約権を割当てます。但し、「ほふり」に株券を預託されていない株主の皆様と同様に、新株予約権証券は発行されませんので、一般株主の皆様のお手元に送付されることはありません。

そして、「ほふり」に株券を預託されていない株主の皆様と同様に、当社が、本新株予約権を取得条項に基づき取得した場合には、その対価として当社普通株式が交付されますが、**「ほふり」に株券を預託されている一般株主の皆様につきましては、関係する諸機関等との協議の結果、株券を交付する際の手続を簡略化し、一般株主の皆様の利便性を図る仕組みをご用意いたしました。**（なお、一般株主の皆様は、この仕組みをご活用いただくためには、一般株主の皆様が口座を開設されている各証券会社のご協力が必要になりますが、各証券会社には別途、ご協力の要請をする準備を進めております。）

具体的には、以下のようなお手続の流れになります（別紙2をご参照ください）。

- ① 「ほふり」に株券を預託されている一般株主の皆様に対しまして、口座を開設されている各証券会社（ただし、本仕組みの活用につきご協力をいただいた証券会社に限りです。）より、基準日後の一定の時期に専用の用紙をお渡しいたします（別紙3に記載した「送付先指定書」及び「預託承諾書」が雛型です。）。
- ② 「ほふり」に株券を預託されている一般株主の皆様には、各証券会社（の業務代行者である日本証券代行）を当社からの株券の送付先として指定していただきます。
- ③ また、取得条項に基づく取得の対価として交付される株式に係る株券を交付された場合には、制度上、自動的に「ほふり」に預託されず、一般株主の皆様により、口座を開設されている各証券会社に対して、「ほふり」への預託を承諾していただく必要がございます。
- ④ そこで、上記②の送付先指定及び③の預託の承諾のために、「ほふり」に株券を預託されている一般株主の皆様には、口座を開設されている各証券会社よりお渡しする「送付先指定書」及び「預託承諾書」に、必要事項をご記入の上、お届け印をご捺印いただき、「送付先指定書」を当社の株主名簿管理人である日本証券代行に対して、また、「預託承諾書」を各証券会社（の業務代行者である日本証券代行）に対して送付していただきます。
- ⑤ 上記④のとおり、「送付先指定書」及び「預託承諾書」の事務上の宛先は、いずれも日本証券代行ですので、お渡しする書類に同封いたします返送用の封筒にて、平成19年8月17日までに日本証券代行宛にご返送下さい。

上記のお手続（「送付先指定書」及び「預託承諾書」のご記入及びご捺印、並びに日本証券代行へのご送付）をしていただくと、「ほふり」に株券を預託されている一般株主の皆様につきましては、当社から株券が交付されることなく「ほふり」に預託することができ、各証券会社における一般株主の皆様の口座に株式数の増加が反映され、預託後の速やかな売却等が可能となります。

なお、「ほふり」に株券を預託されている一般株主の皆様につきましても、今回ご送付をお願いしております「送付先指定書」及び「預託承諾書」の双方を、平成19年8月17日（到着）までに日本証券代行に送付していただけない場合には、「ほふり」に株券を預託されていない一般株主の皆様と同様に、平成19年7月10日の最終の実質株主名簿に記載又は記録された一般株主の皆様からお届け出いただいている住所に対して、当社の株主名簿管理人である日本証券代行より株券を送付することになります。その場合には、上記（1）に記載しましたと同様に、株券の速やかな売却等に一定の制約が発生するおそれがありますので、十分にご留意ください。

また、現在、各証券会社には、日本証券代行との間で事務委任契約の締結をしていただくようお願いをする準備を進めておりますが、仮に、日本証券代行との間で事務委任契約の締結をしない証券会社が存在する場合には、当該証券会社において口座を開設している一般株主の皆様におかれましては、当社の株主名簿管理人である日本証券代行から株券を送付することになります（なお、株主の皆様が口座を開設している証券会社が、日本証券代行との間で事務委任契約を締結されているか否かにつきましては、各証券会社までお問い合わせ下さい。）。その場合には、一般株主の皆様は株券交付の手続きや株券の売却において、ご負担をおかけすることになりますのでご留意ください。

※平成15年1月1日より、株式等の売却にかかる課税方法が申告分離課税に一本化されたことにより、年間を通じて売却益（譲渡益）を得ると、確定申告が必要になりました。特定口座は、その確定申告に必要な手続きを証券会社がおこなうサービスです。

* * *

なお、本件に関しましてご質問がございましたら、下記の連絡先までお問合せください。

記

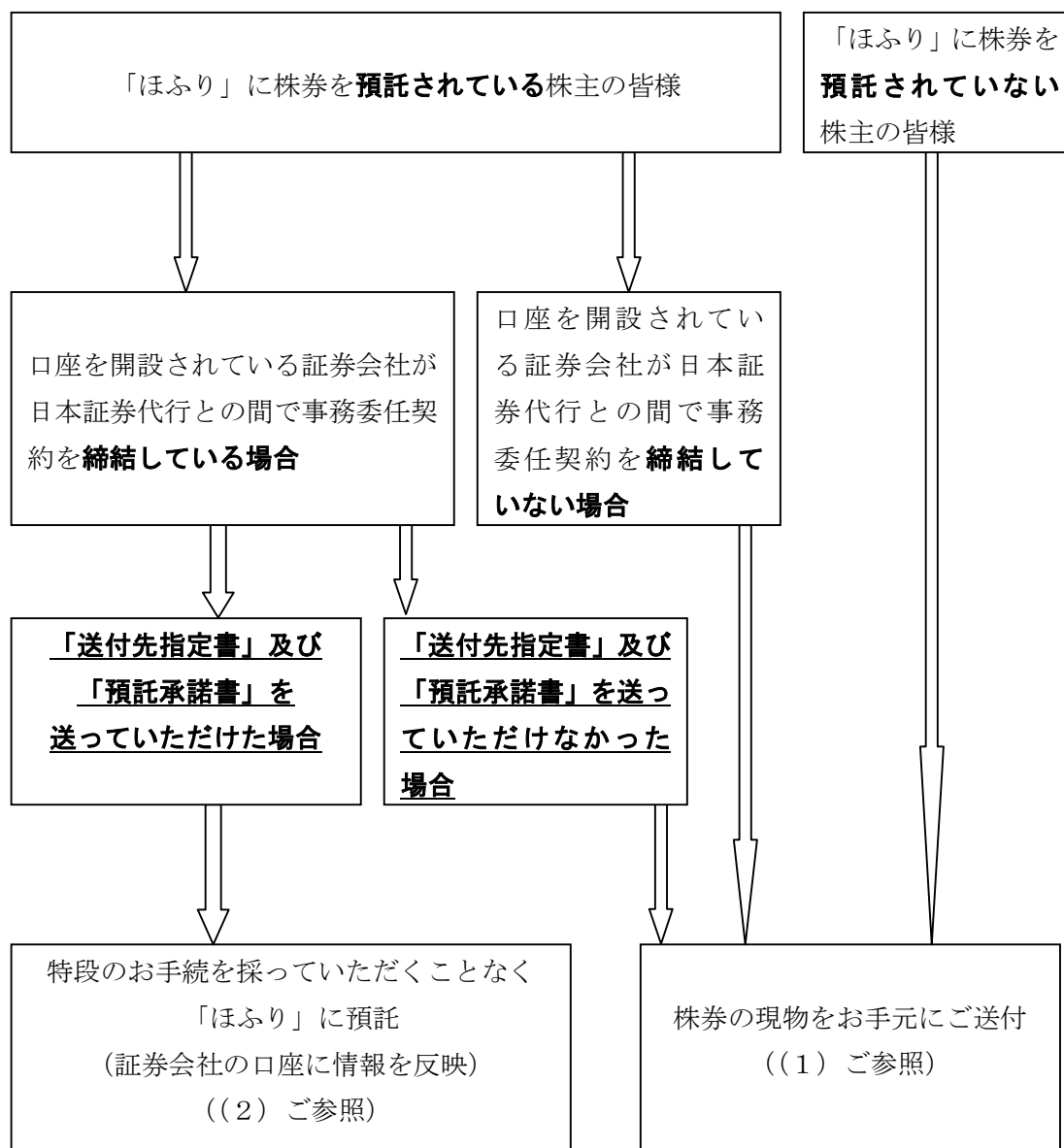
当社連絡先：ブルドックソース株式会社 経営企画室総務人事グループ

住所 〒103-0026 東京都中央区日本橋兜町11-5

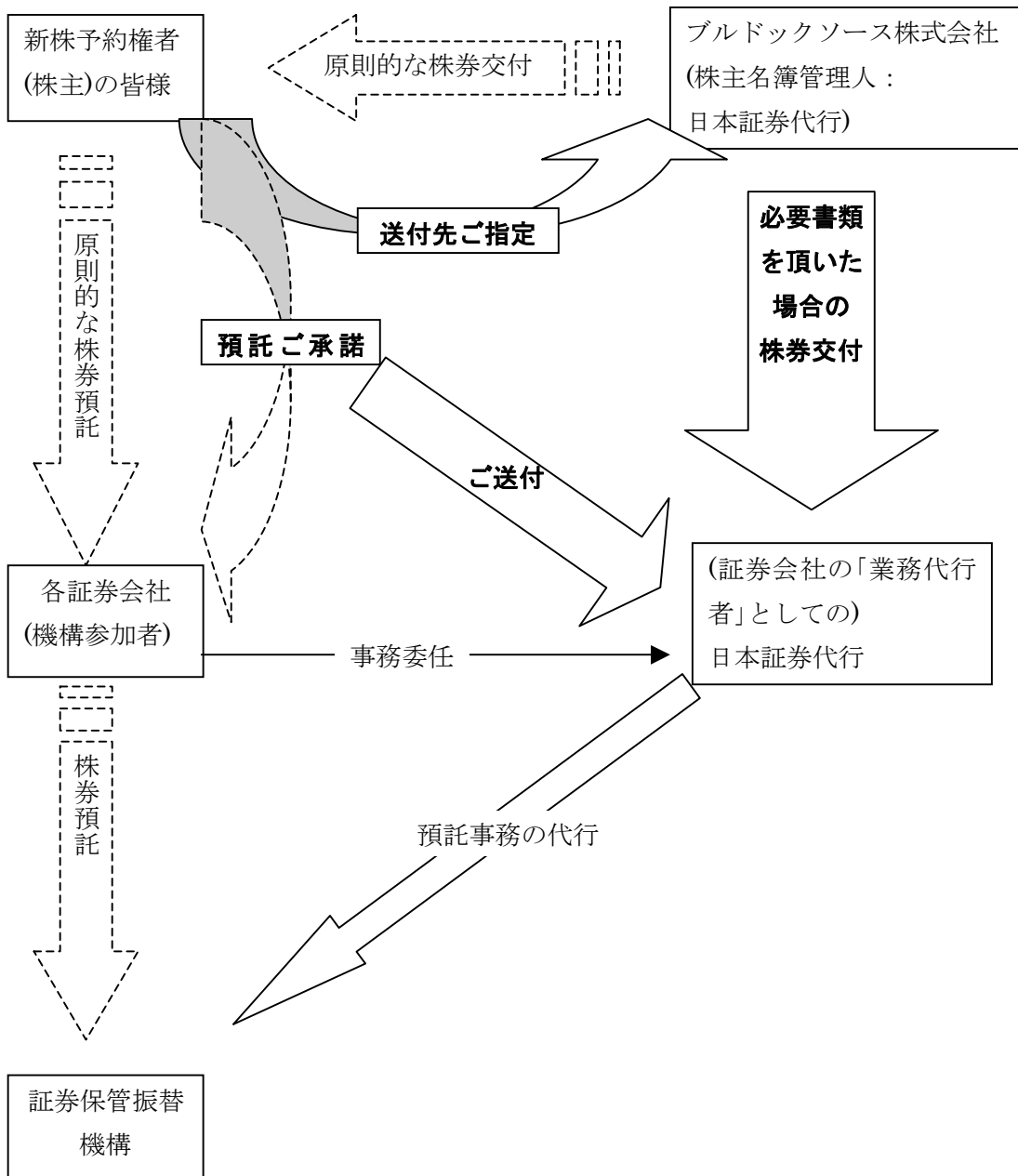
電話 03-3668-6811

以 上

一般株主の皆様の株券交付に関する概要



「ほふり」に株券を預託されている一般株主の皆様の株券交付に関する概要図

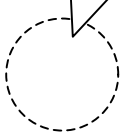


送付先指定書及び預託承諾書(雛型)

- ※ 次頁は「送付先指定書」及び「預託承諾書」の雛型であり、実際にご記入・ご捺印いただく「送付先指定書」及び「預託承諾書」は、一般株主の皆様が口座を開設されている各証券会社からお渡しいたします。

本書面に記入される当日の日付をご記載ください。平成 年 月 日

お届け出印によるご捺印をお願いいたします。



捨印

お届け出印によるご捺印をお願いいたします。 株主様ご自身のお届け出住所をご記載ください。

氏名 株主様ご自身のお名前をご記載ください。

連絡先 TEL 株主様ご自身のご連絡先をご記載ください。 お届出印

お届け出印によるご捺印をお願いいたします。

(会社名) ブルドックソース株式会社
株主名簿管理人 日本証券代行株式会社 御中

送付先指定書

貴社株式に関する次の送付物につき、下記の送付先あてご送付ください。

○送付物 ブルドックソース株式会社第2回新株予約権の取得の対価として交付される普通株式にかかる新株券
(取得の日にて単元株式数に達した新株券を含む。)

○送付先

名称	(参加者名) ○○証券株式会社 証券会社において記載されます。 業務代行者 日本証券代行株式会社 バックオフィス部
所在地	〒103-8202 東京都中央区日本橋茅場町一丁目2番4号

なお、取得がなされなかった場合には、本送付先指定は効力を失います。

(参加者名) ○○証券株式会社 証券会社において記載されます。
業務代行者 日本証券代行株式会社 御中

預託承諾書

私は、上記送付先指定により送付された株券につき、貴社に預託すること及び貴社が株式会社証券保管振替機構に預託することを承諾します。但し、ブルドックソース株式会社第2回新株予約権の取得がなされなかった場合には、本承諾は効力を失います。

社用欄

銘柄コード	株主番号	受付日	参加者コード	実質株主管理番号
			×××××	xxxxxxxxxxxxxxxxxx